

立川市犯罪被害者等支援条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

犯罪被害者等の支援に関する基本理念その他必要な事項を定めるため。

立川市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、並びに立川市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた途切れのない取組の推進を図り、もって市民等の誰もが安心して暮らせる優しさのあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族その他市長が認める者（立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度宣誓者を含む。）をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者、市内事業所に勤務する者又は市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育機関に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者又は市内において事業活動を行う個人、法人、団体等をいう。
- (5) 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体その他の機関をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び犯罪等により被害を受けることをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるという権利が確保されることを旨とし、犯罪等による被害を受けた時から、その置かれている状況に応じ、途切れることなく適切に推進されるべきものであり、かつ、二次的被害及び再被害が生じないよう、個人情報の取扱いに十分配慮しつつ、関係機関等が相互に連携して推進されるとともに、二次的被害が生じた場合には、その名誉及び生活の平穏を回復するため必要な措置が講じられるよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等に寄り添った総合的な支援を行うとともに、二次的被害の発生の防止に努めつつ、支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する支援運用基準を定めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会全体で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせること並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう、特に犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いに十分配慮するものとし、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員に対して、その被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の

提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、各種行政手続等において窓口の一元化を図るなどプライバシーの保護に努めるとともに、二次的被害が生じることのないよう犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いに配慮し、支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害（二次的被害を含む。以下この条において同じ。）による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て、学齢期の子どもの学習支援等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等の被害により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこと。
- (7) 犯罪被害者等が被害直後から適切な支援を早期に受けることができるよう、当該犯罪被害者等の同意を得たうえで、市から積極的に連絡を取り、必要な支援へつなげるなど能動的な支援アプローチを行うこと。
- (8) 犯罪等の真相究明を希望する犯罪被害者等に対し、情報提供活動に係る費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (9) その他犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減のために必要である

と市長が認めた支援を行うこと。

(人材の育成)

第 8 条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができ、かつ、二次的被害の発生を防止するため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のための研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携協力)

第 9 条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第 10 条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等及び事業者が理解を深めるとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、情報の提供、広報啓発、教育の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪被害者等の支援)

第 11 条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係する法令等を遵守し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(支援を行わないことができる場合)

第 13 条 市は、犯罪被害者等をめぐる事案の経緯、態様等の諸事情に鑑み、犯罪被害者等に対し、第 6 条第 1 項の規定による相談、必要な情報の提供等及び第 7 条各号に掲げる支援の施策の全部又は一部を実施することが、社会通念上適切でないと認めた場合は、当該事案において、当該適切でないと認めた施策を実施しないことができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。